

令和元年度入湯税の使途に関する説明書

入湯税は、地方税法第701条に規定する目的税であり、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てられます。

只見町の入湯税の決算額や使途状況の概要についてお知らせします。

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳			
		入湯税	一般財源	補助金	その他
浄化槽設置整備事業	2,938	51	2,416	471	
浄化槽配水管敷設工事	4,883	100	4,783		
簡易水道特会事業費繰出金	31,012	635	30,377		
集落排水特会事業費繰出金	140,210	2,873	137,337		
入湯税充当事業 小計	179,043	3,659	174,913	471	0
南会津地方環境衛生組合負担金	130,151		130,151		
環境衛生施設の整備 計	309,194	3,659	305,064	471	0